

四訂版

悪臭防止法ハンドブック

補遺版

きょうせい

○悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）

最近改正 平成十九年十二月十三日環境省令第三十三号

（傍線部分は改正部分）

>

新旧対照表（関係部分のみ抜すい）

本書の頁	改正後	改正前
一三四	目次	目次
	第一章 規制（第一条―第七条）	第一章 規制（第一条―第七条）
	第二章 測定の委託（第八条・第九条）	第二章 測定の委託（第八条・第九条）
	第三章 臭気測定業務従事者	第三章 臭気測定業務従事者
	第一節 責務等（第十条・第十一条）	第一節 責務等（第十条・第十一条）
	第二節 臭気判定士免状（第十二条―第十七条）	第二節 臭気判定士免状（第十二条―第十七条の二）
	第三節 臭気判定士試験（第十八条―第二十条）	第三節 臭気判定士試験等（第十八条―第二十条の二）
	第四節 嗅覚検査（第二十一条）	第四節 嗅覚検査（第二十一条）
	第五節 指定機関（第二十二條―第二十四条）	第五節 指定機関（第二十二條―第二十四条）
	第六節 手数料等（第二十五条―第二十七条）	第六節 手数料等（第二十五条―第二十七条）
	附則	附則
	（臭気測定業務従事者）	（臭気測定業務従事者）
二四〇	<p>第十一条 法第十二条第一号の環境省令で定める条件は、臭気判定士免状の交付を受けていることとする。</p>	<p>第十一条 法第十二条第一号の環境省令で定める条件は、第十二条の臭気判定士免状の交付を受けていることとする。</p>
	<p>2 （削除）</p>	<p>2 法第十二条第二号の環境省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p>

本書の頁	改正後	改正前
	<p>二四二</p> <p>〔旧免状所有者への免状の交付〕 第十七条の二 (削除)</p> <p>2 (削除)</p>	<p>一 悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年環境省令第六号)による改正前の悪臭防止法施行規則(以下「旧規則」という)第十二条第一項に規定する臭気判定士免状(同条第二項に規定する有効期間を経過していないものに限る。以下「旧免状」という)の交付を受けている者(以下「旧免状所有者」という)。</p> <p>二 第十七条の二の規定により第十二条第一項に規定する臭気判定士免状の交付を受けた者</p> <p>〔旧免状所有者への免状の交付〕 第十七条の二 旧免状所有者は、交付を受けた旧免状の有効期間が満了する日までに、様式第六号による申請書を環境大臣に提出することにより、免状の交付を受けることができる。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、旧免状の有効期間が満了する日までに申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一月以内に、嗅覚検査を受け、様式第六号による申請書に当該嗅覚検査の合格証書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添えて、これを提出することにより、免状の交付を受けることができる。</p> <p>2 前項の免状の交付は、当該旧免状所有者が現に有する旧免状と引換えに行うものとする。ただし、旧免状を失った場合にあつては、その旨を明らかにした書類を様式第六号に添えて提出しなければならない。</p>

本書の頁	改正後	改正前
二四三	<p>3 (削除)</p> <p>第三節 臭気判定士試験</p> <p>〔講習〕</p> <p>第二十条の二 (削除)</p>	<p>3 第一項の規定により交付を受けた免状の有効期間は、免状を交付した日における旧免状の有効期間の残余期間とする。ただし、同項ただし書の規定により交付を受けた免状の有効期間は、免状を交付した日から五年とする。</p> <p>第三節 臭気判定士試験等</p> <p>〔講習〕</p> <p>第二十条の二 免状の交付を受けた者及び旧免状所有者のうち、その臭気指数等に係る測定の業務の適正な実施に関し新たな知識又は技能を習得することが必要な者として環境大臣が定める者は、環境大臣が指定する当該知識又は技能に関する講習を受けなければならない。</p> <p>2 前項の環境大臣が定める者は同項の講習を受けなければ免状の交付を受けた者については第十四条に定める免状の更新を、旧免状所有者にあつては第十七条の二の免状の交付をそれぞれ受けることができない。</p> <p>(指定機関)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条の二に規定する免状に関する事務(以下「免状に関する事務」という。)を指定機関に行わせることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第二十三条 (略)</p>
二四三	<p>2 (削除)</p> <p>(指定機関)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条の三項に規定する免状に関する事務(以下「免状に関する事務」という。)を指定機関に行わせることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>2 前項の申請をしようとする者は、様式第十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>
二四四	<p>2 前項の申請をしようとする者は、様式第十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請をしようとする者は、様式第十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>

本書の頁	改正後	改正前
二四五	<p>一 定款又は寄付行為及び登記事項証明書</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 (手数料)</p> <p>二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を国(第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関)に納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付又は第十六条第一項の免状の書換えを受けようとする者 三千元</p> <p>2 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>二十六条 申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣(第二十二条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関の代表者)に提出することができる。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 様式第七号による申請書</p> <p>六 様式第九号による申請書</p>	<p>一 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 (手数料)</p> <p>二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を国(第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関)に納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付、第十六条第一項の免状の書換え又は第十七条の二第一項のただし書による免状の交付を受けようとする者 三千元</p> <p>2 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>二十六条 申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣(第二十二条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関の代表者)に提出することができる。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 様式第六号による申請書</p> <p>六 様式第七号による申請書</p> <p>七 様式第九号による申請書</p>

本書の頁

封 出 箋

封 出 箱

1115111

2～5 (蓋)
様式第1号 (第12条関係)

2～5 (蓋)
様式第1号 (第12条関係)

第 号

第 号

臭 気 判 定 士 免 状

臭 気 判 定 士 免 状

本 籍 地

本 籍 地

(氏 名)

(氏 名)

(生年月日)

年 月 日生

(生年月日)

年 月 日生

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)の規定により臭気判定士免状を交付する。

悪臭防止法施行規則第12条第1項の規定により臭気判定士免状を交付する。

年 月 日

年 月 日

環 境 大 臣
指 定 機 関 代 表 者
印

環 境 大 臣
指 定 機 関 代 表 者
印

有効期間 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
この免状の有効期限は交付の日から5年間とする。

備 考

備 考

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

本書の頁	改正後	改正前																				
	<p>2 備考欄には、臭気判定士免状の記載事項の変更(更新及び再交付の場合)については、臭気判定士免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由)について、その内容を記載すること。</p> <p>様式第6号 削除</p> <p>様式第13号 (表)</p> <p>一六五</p> <div data-bbox="284 225 642 749"><p>第 号</p><p>悪臭防止法第20条第3項の規定による身分証明書</p><p>職名及び氏名</p><table border="1"><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>生</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>発行</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>限り有効</td></tr></table><p>市町村長 印</p><p>写 真</p></div>	年	月	日	生	年	月	日	発行	年	月	日	限り有効	<p>様式第6号(第17条の2関係) (略)</p> <p>様式第13号 (表)</p> <div data-bbox="284 786 642 1310"><p>第 号</p><p>悪臭防止法第20条第3項の規定による身分証明書</p><p>職名及び氏名</p><table border="1"><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>生</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>発行</td></tr></table><p>市町村長 印</p></div>	年	月	日	生	年	月	日	発行
年	月	日	生																			
年	月	日	発行																			
年	月	日	限り有効																			
年	月	日	生																			
年	月	日	発行																			

本書の頁	改正前
<p>二六六 様式第14号 (表)</p> <p>悪臭防止法第20条第3項の規定による身分証明書</p> <p>第 号</p> <p>職名及び氏名</p> <p>年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日</p> <p>写真</p> <p>真</p> <p>環境大臣 印</p>	<p>様式第14号 (表)</p> <p>悪臭防止法第20条第3項の規定による身分証明書</p> <p>第 号</p> <p>職名及び氏名</p> <p>年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日 年 年 月 月 日 日</p> <p>環境大臣 印</p>

